

無料で受診する
チャンス！



オーラルフレイル 歯科保健指導

75歳の歯科健診で

歯周病リスクや口腔機能低下がみられた方にお送りしています

病院または診療所に6ヶ月以上継続して入院している方、および施設（高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設）に入所または入居している方は対象外です。

加齢に伴うお口の機能の衰え「オーラルフレイル」

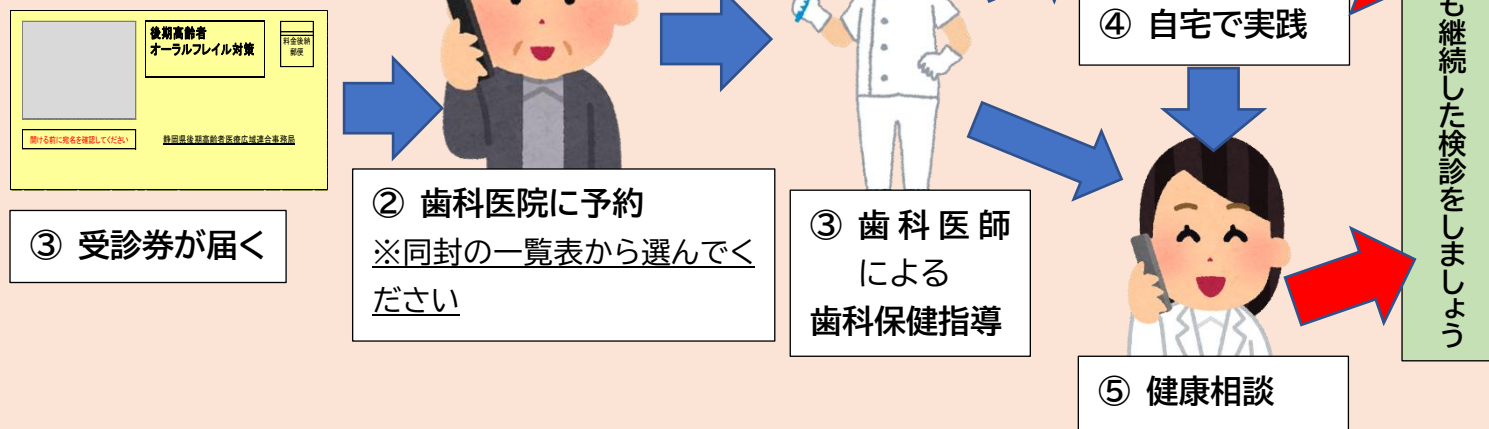
口腔機能が衰えると全身の虚弱(フレイル)につながります。

老化のはじまりを示す重要なサインの「オーラルフレイル」をそのまま放置してしまうと、要介護状態となるリスクが高まるといわれています。

令和7年
指導期間

9月1日～12月31日

受診のしかた



持ち物: ①受診券(事前に質問票に記入してください)②マイナ保険証または資格確認書

お口の健康は 全身の健康に影響します

入れ歯を含めた歯の数が19歯以下の場合、要介護になりやすい

歯を喪失し、入れ歯未使用の場合、認知症のリスクが最大 1.9 倍に

歯を喪失し、入れ歯未使用の場合、転倒のリスクが 2.5 倍に

オーラルフレイル対策事業 歯科保健指導の注意事項

- ① オーラルフレイル対策事業の対象者の歯科保健指導は原則無料です。
- ② オーラルフレイル対策事業の歯科保健指導は、一般社団法人静岡県歯科医師会に委託しております。そのため、実施可能な歯科医院は、静岡県歯科医師会に登録している医院に限ります。実施可能な歯科医院は別紙の一覧表に示していますが、他市町で健診を受ける方は、広域連合にお問い合わせください。
- ③ 現在、歯科医院で治療中の方も対象となります。かかりつけの歯科医師とご相談のうえ、受診してください。
- ④ 健診の結果は、匿名化した上で、国への報告や今後の保険事業に活用いたしますので、ご了承ください。
- ⑤ 歯科健診の受診券を不正に使用した場合は、刑法により罰せられることがあります。